

日本風力エネルギー株式会社「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年8月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書について、日本風力エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県加美郡加美町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大107,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年8月12日
環境大臣意見受理	令和2年10月22日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年4月13日
宮城県知事意見受理	令和3年7月8日
経済産業大臣勧告発出	令和3年8月3日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742(直通)

日本風力エネルギー株式会社「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業では、風力発電設備及び取付道路等の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向も踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 両生類及び魚類等の調査に当たっては、適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮城県知事からの意見書の写しを添付)